

親切、丁寧
床屋が、あります。
待たずに出来る「予約制」の店です。(城山団地内)

- 大人カットのみ ￥2,000より
(シャンプー・えり刺付)
- 子供丸刈りのみ ￥500より
- 小・中・高生カットのみ ￥1,000から
- 男・女性 顔剃りのみ ￥1,000より
パーマ・白髪染め・カラーヘアダイ
トリートメント(毛髪・頭皮用)
シャンプーのみも承ります。

営業時間 am8:00～pm6:00 ■定休日：不定休

予約優先 理容室
ご利用の際は、事前にお電話をお願いします。

☎(0994) 32-6538
垂水市市木926-12



もう少し働いてみませんか
未経験者の方も大丈夫です。
元気な方であれば
年齢問いません。
まずは作業体験からどうぞ
一度ご連絡下さい

作業内容 ハウス内の収穫作業
(トイレあります)

時間 ① 週2日～5日の範囲で可能
② 4時間～8時間の範囲で可能

休日 日曜日

場所 上野台地内 **駐車場完備**

◎垂水小学校区にお住いの方の
送迎など詳細はご相談ください。

(有)宮農園 (上野台地内)
垂水市浜平1209番地
TEL: 0994-32-5930

パート★アルバイト 募集

平日 夜 (17:00～21:00頃)
土日祝 昼 (9:30～14:30頃)
夜 (17:00～21:00頃)

時給 1,000円～1,300円
土日祝は **100円up↑**

委細面談にて詳しくはお尋ね下さい **正社員も募集中!**

宴会・お持ち帰り承ります
◎土日祝は混雑します。ご予約はお早めに!!

中華料理 光華園 営 11:30～14:00
17:00～21:30
(オーダー 20:30まで)
垂水市錦江町1-56 (垂水中央病院向かい) **TEL 32-5760**
定休日：木曜日
月曜日は昼のみ営業

ZAIHO正社員 募集中!
経験不問 未経験者歓迎

職種 製造 給与 **205,000円～**
目視・検品 交通費 **5,500円～13,000円**
作業員 (通勤距離により変動)

仕事内容 オートメーション化された清涼飲料水の工場内で、製造ラインの目視や検品等を中心に行って頂くお仕事です。丁寧に教育しますので、経験は問いません。安心してご応募ください。

勤務地 垂水市浜平城内588-1

基本シフト 7時45分～17時15分 (うち休憩90分)の8時間勤務

休日 週休2日制 **資格** 高卒以上(学歴)・通勤に必要な原付免許又は普通自動車免許・経験不問 ※64歳以下の方(定年制のため)

待遇 各種保険完備・ボーナス年2回・昇給年1回・特別手当
交通費支給・家族手当・決算手当支給実績あり
単身用住宅有り・自社商品割引・福利厚生施設割引
インフルエンザワクチン接種補助・クリスマスケーキ補助

電話 **0994-41-1111** 株式会社 財宝 鹿屋市新栄町35-7
土・日・祝専用 ▶ **0994-41-1127** 他にも求人情報 ▶ www.zaiho.jp

県内では数社しか認定されていない **えるぼし認定企業!**

障害のある人への「合理的配慮の提供」を!

令和6年4月1日から、障害者差別解消法の改正に伴い、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。


合理的配慮は、障害者一人ひとりの状態などに応じて求められるものが異なり、多様かつ個性が高いものです。障害のある人と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながら共に対応案を検討しましょう。

■合理的配慮の具体例

- ・意思を伝え合うために絵や写真、タブレット端末などを使う
- ・段差がある場合に、スロープなどを使って補助する

▲詳しくはHPから

◎問い合わせ先
鹿児島県庁 障害福祉課
☎099-1286-2953
鹿児島県障害者権利擁護センター
☎099-1286-5110



Pick Up

子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか?

国は、食費等の物価高騰等に直面し家計が悪化している低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給することにより、実情を踏まえた生活支援を行っています。

以下に記載している要件にあてはまる可能性のある方は、お早めに申請をお願いします。(要申請)

■支給額 対象児童1人あたり一律5万円 **年5月に支給済みです。**

■支給方法 口座振込

◎ひとり親世帯

■支給対象者 (要申請)

※令和5年3月分および4月分の児童扶養手当の支給を受けている方は令和5年5月に支給済みです。

① 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分および4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。

② 令和5年3月分および4月分の児童扶養手当を受給していない方、または児童扶養手当の認定を受けていない方で、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方(家計急変者)

◎ひとり親世帯でない方

■支給対象者 (要申請)

※令和4年度「低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得者の子育て世帯分)」を受給した世帯は令和5

対象児童(令和4年3月31日時点で18歳未満の子。障害児については20歳未満)の養育者で、以下のいずれかに該当する方

- ・令和5年度の住民税均等割が非課税である方
- ・食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の家計が急変し、住民税均等割が非課税である方と同様の収入にあると認められる方(家計急変者)

※令和6年2月29日までに生まれる新生児も対象となります。

※この給付金はひとり親世帯分とひとり親以外世帯分の併給はできませんのでご注意ください。

■申請方法
福祉課窓口へ直接お越しいただき申請していただくか、電話連絡により、申請書の交付(郵送)を受け、申請書一式をご提出ください。

■申請期限 令和6年2月29日(木)

給付金が受け取れる可能性があると思われる世帯の方は、上記期限までに申請をお願いします。

福祉課 子育て支援係 ☎内線 124